

令和4年6月第151回定例農業委員会総会議事録

令和4年6月10日（金）
金田コミュニティセンター 多目的ホール

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第591号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題592号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第593号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第367号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第368号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第369号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和4年6月第151回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、6月ということで、ちょうど田植が終わり、麦刈りの最中かと思えます。それが終わりますとすぐ、大豆の作付けが始まるという大変お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員21名、欠席の届出1名（5番、●●●●委員）、のとおり会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、6月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和4年6月第151回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

19番●●●●委員

20番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第591号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第591号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、西庄町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積1,452㎡、同じく西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積109㎡、2筆合わせて1,561㎡でございます。世帯の経営面積、渡人17.1アール、受人189.9アールで、今回の申請面積を合わせますと205.5アールとなります。渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●●、受人につきましては、堀上町●●番地●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、農地所有適格法人の要件を満たさなくなったため、譲受理由につきましては、法人から個人で経営するためでございます。

番号2、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積64㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積63㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積404㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積289㎡、4筆合わせて820㎡でございます。世帯の経営面積、渡人86.6アール、受人145.9アールで、今回の申請を合わせますと154.1アールとなります。渡人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●●、受人につきましては、小田町●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、規模拡大で申請地周辺に畑があり一体利用されます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員 (特になしの声)

議長 特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。議第 591 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議第 591 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 それでは次に、議第 592 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 593 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第592号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、北津田町●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積101㎡、申請人につきましては、北津田

町●●番地、●●●●、申請地は、北津田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、番号2の申請人と共同で使用される予定です。また、申請地北西にあるお寺で行事がある時にも使用される予定です。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、北津田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積89㎡、申請人につきましては、北津田町●●番地、●●●●、こちらは、番号1で説明しましたとおり、露天駐車場を共同で使用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、東町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積821㎡、同じく東町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積17㎡、2筆合わせて838㎡でございます。申請人につきましては、小幡町中●番地、●●●●、申請地は、東町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、長屋住宅1棟10戸です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号4、土地の所在地、池田本町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積247㎡、申請人につきましては、池田本町●●番地、●●●●、申請地は、池田本町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農家住宅で、現在申請地南側で母親と同居しておりますが、息子家族と申請地にて同居する予定です。今回、息子と共有名義で建築することから、申請があったものです。息子の申請については、後ほど関連案件として5条で説明いたします。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第593号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の

決定を求める。令和4年6月10日提出、近江八幡市農業委員会
会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、西庄町●●番、登記地目、現況地目と
も畑、申請面積97㎡、同じく西庄町●●番●、登記地目、現況地
目とも畑、申請面積54㎡、2筆合わせて151㎡でございます。
渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、代表取締役、
●●●●、受人につきましては、堀上町●●番地●、●●●●、
申請地は、西庄町地先の農地で、市役所から約1km以内に所在
し、市役所を中心とした円内の宅地率が40%を超えますことか
ら、第2種農地と判断いたしました。契約内容は、売買です。転
用目的は、農家住宅で、現在両親と借家で同居しており、間取り
が狭く、手狭になったことから、地図上宅地と記載されている土
地と合わせて農家住宅として、一体利用される予定です。立地基
準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、池田本町●●番、登記地目、現況地目
とも畑、申請面積247㎡、貸人につきましては、池田本町●●番
地、●●●●、借人につきましては、彦根市西沼波町●●番地●、
●●号、●●●●、申請地は、池田本町の集落内の農地で、住宅
が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地
と判断をいたしました。契約内容は、使用貸借で4条の番号4と
の関連でございます。受人と渡人は親子であり、共有名義で農家
住宅を建築されるため、4条で●●さん、5条で●●さんの申請
となりました。

番号3、土地の所在地、江頭町●●番●、登記地目、現況地目
とも田、申請面積918㎡、渡人につきましては、小田町●●番地、
●●●●、同じく江頭町●●番、登記地目、現況地目とも田、申
請面積1,130㎡、渡人につきましては、小田町●●番地、●●●●
●、2筆合わせて2,048㎡の受人につきましては、野洲市吉地●
丁目●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、
江頭町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますこ
とから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容
は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅7区画で、近くにも大
規模な宅地造成がされており、住環境が優れていることから、当
該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと
判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、水荃町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,047㎡の内990㎡、同じく水荃町●●番●●の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,051㎡の内993㎡、同じく水荃町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積2,099㎡の内1,100㎡、3筆合わせて3,083㎡でございます。貸人につきましては、八幡町●●番地、●●●●、借人につきましては、水荃町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、水荃町地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、使用貸借です。転用目的は、露天資材置場で、業務拡大により資材置場が不足しており、既存施設の拡張をされる予定です。第1種農地は、原則許可できませんが、既存施設の1/2を超えない拡張であることから、例外的に許可し得るものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

こちらは、2,000㎡を超える転用であるため、今月17日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

番号5、土地の所在地、安土町東老蘇●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積221㎡、同じく安土町東老蘇●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積224㎡、貸人につきましては、安土町東老蘇●●番地、●●●●、同じく安土町東老蘇●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積242㎡、貸人につきましては、安土町東老蘇●●番地、●●●●、3筆合わせて687㎡の借人につきましては、安土町東老蘇●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、安土町東老蘇地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、●●番・●●番が農業用車両・機械置場で、●●番が農業用資材ハウス・休憩所です。契約内容は、使用貸借で、既にハウスは建築されており、車両・機械置場としても利用されております。今回、現状を是正するため、令和4年3月18日に軽微変更され、農地法の申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議第 592 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 593 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 7番●●●●委員、よろしくをお願いします。

委 員

去る、5月31日に、議第 592 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 593 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて3番●●●●委員と9番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第592号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1・2の案件です。

申請地は、北津田町の集落内の農地で、転用目的は、露天駐車場です。盛土等はなく現状と変わらない土地利用であるため、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、東町の集落内の農地で、転用目的は、長屋住宅です。隣接農地が無いいため、影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、池田本町の集落内の農地で、転用目的は、農家住宅です。こちらも隣接農地が無いため、影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第593号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、西庄町の集落内の農地で、転用目的は、農家住宅です。隣接農地は、申請者の畑であるため、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

第4条の番号4と同様、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、江頭町の集落内の農地で、転用目的は、建売分譲住宅です。隣接農地との境界にL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、区域内に側溝及び調整池を設置し、北東側水路に放流する計画であり、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、水荃町地先の農地で、転用目的は、露天資材置場です。西側の隣接農地との境界は、申請人の役員の農地であることから、法面施工で処理されます。雨水については、北側・東側にU字溝を新たに設置し、南東側に集水し、用悪水路に放流される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号5の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請4件、第5条許可申請5件、計9件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 農地法第5条の3番の案件で、私の担当地域ですが、この田んぼ、今日のお昼現在で麦が植わっています。麦の刈り取りが終わってから埋蔵文化財の発掘調査をされます。それからの工事になりますが、田んぼの揚水の付け替え等の工事が発生しますので、実質、開発の工事は、10月以降になるかと聞いています。以上です。

議 長 ご報告ありがとうございます。他にございませんか。

委 員 農地法第5条の4番の案件で、使用貸借ですが、どういう関係

か教えていただきたい。あと番号5の案件で安土町東老蘇●●番、こちらも使用貸借ですが、どういう関係ですか。

事務局

それでは、まず5条の4番の案件ですが、こちら使用貸借になっていますが、借人の●●●●の●●で分かっているように、先代の社長が●●●●さんで、現在、代わりして●●さんがされています。ですので、自己用の農地で使用貸借を結ばれています。

番号5の案件ですが、●●さんと●●●●ですが、事務局も不思議に思い、申請人に確認しましたら、無償で貸しますということで約束をされているということを確認しております。以上でございます。

議長

よろしいでしょうか。

他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 592 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 593 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

議第 592 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 593 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長

それでは、次に報告第 367 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 368 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 369 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第367号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地

転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和4年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町小中●●、畑、390㎡、同じく安土町小中●●一●、田、224㎡、受理日及び受理番号、令和4年5月16日、401番、届出人につきましては、安土町小中●●一●、●●●●、理由につきましては、個人住宅でございます。

続きまして、報告第368号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和4年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、北之庄町●●一●●、田、514㎡、受理日及び受理番号、令和4年5月17日、502番、譲渡人につきましては、北之庄町●●一●、●●●●、譲受人につきましては、島町●●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天資材置場、区分は売買でございます。

番号2、土地の表示、北之庄町●●一●、田、989㎡、譲渡人につきましては、北之庄町●●一●、●●●●、同じく北之庄町●●一●、田、245㎡、譲渡人につきましては、北之庄町●●、●●●●、同じく北之庄町●●、田、496㎡、同じく北之庄町●●一●、田、16㎡、譲渡人につきましては、多賀町●●一●、●●●●、以上の譲受人につきましては、島町●●、●●●●、代表取締役、●●●●、受理日及び受理番号、令和4年5月17日、503番、理由につきましては、露天駐車場、区分は売買でございます。

続きまして、報告第369号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和4年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が3件ございました。以上、報告とさせていただきます。

議長 　　ただ今の、報告第 367 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 368 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 369 号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員 　　（特になしの声）

議長 　　それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 　　以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 151 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時5分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員